

口蹄疫発生で中国産稲わら等の輸入検疫証明書の発行停止

(平成24年11月29日)

11月28日公表の農林水産省プレスリリースによれば、中国の遼寧州大連市に口蹄疫が発生したため、農林水産省動物検疫所は、平成24年11月26日から稲わら等の輸入検疫証明書の発行を停止し、中国からの稲わら等の輸入ができなくなった。

現在、家畜衛生上の問題がないか中国政府に確認中で、確認ができるまでの間、発行停止を継続することである。

中国から輸入される稲わら等は、我が国への口蹄疫等の侵入防止のため農林水産大臣が指定する中国の施設での加熱処理等の一定の条件を満たしたもののみ輸入が認められている。

この指定施設(23施設)は、全て大連市にあり、平成23年には、229、000トンの稲わら等が輸入されている。